

行きたくなる，安心な学校づくりを目指して

—西中『学校いじめ防止基本方針』より—

本校では，お子さんが安心して学校で過ごせるように様々な取組や見守りをしています。その一つに，いじめ問題対策委員会があります。『学校いじめ防止基本方針』を策定し，いじめがあったときに迅速に対応することはもちろんですが，いじめが起こらないように，また，いじめを早期に発見するよう努めているところです。いじめのとらえ方や，本校での対応についてお知らせします。

1. いじめとは・・・

いじめ防止対策推進法（第2条第1項）

この法律において「いじめ」とは，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法では，次の4つがあれば「いじめ」とであると定義しています。

- ①いじめをした人（A）も，いじめをされた人（B）も児童生徒である。
- ②AとBの間に一定の人間関係がある。（同じ学校や塾，スポーツクラブ等，何かしらの関係がある）
- ③AがBに対して，心理的又は物理的な影響を与える行為をした。
- ④いじめをされたBが心身の苦痛を感じている。

2. 西中では・・・

いじめ問題対策委員会を設置し，「学校いじめ防止基本方針」を策定しています。いじめについては，「いじめに当たるかどうかの判断は，いじめを受けた生徒の立場に立つて行う」こととしています。具体的には次のようなものがいじめにあたります。

- ◇冷やかしやからかい，悪口やおどし文句，嫌なことを言われる
- ◇仲間はずれ，集団による無視をされる
- ◇軽くぶつかられたり，遊ぶふりをしてたたかれたり，けられたりする
- ◇ひどくぶつかられたり，たたかれたり，けられたりする
- ◇金品をたかられる
- ◇金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- ◇パソコンや携帯電話等で，ひぼうちゅうしょうや嫌なことをされる 等

3. お子さんの様子で気になることがあったら・・・

西中では，いじめは，どの子どもにも，どの学校でも起こりえるもの，として対応しています。お子さんのささいな変化でも，気になることがあれば，学校へ連絡をください。連絡は，保護者の方が話しやすい教職員等，学級担任以外でも構いません。または，月に一度実施している「いじめに関するアンケート調査」への記入をお願いします。裏面『いじめのサイン発見シート』も活用してください。